

北海道ネガティブ情報公開

(二級建築士又は木造建築士の免許取消・業務停止処分)

| 処分年月日 | 建築士氏名 | 二級・木造建築士の別 | 登録番号 | 処分の内容 | | 処分の原因となった事実 |
|-------------------|--------|------------|----------|-------------|--------|--|
| | | | | 免許取消・業務停止の別 | 業務停止期間 | |
| 令和4(2022年)4月12日 | 貞川 慎太郎 | 二級 | (石)8504 | 戒告 | — | 建築士法第22条の2第二号の規定による二級建築士定期講習を受講していないことから文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく同講習を受講しなかった。 |
| 令和5年(2023年)12月26日 | 中野 修 | 二級 | (石)13782 | 業務停止 | 3月 | 牛舎1件について、確認済証を偽造し、これを行使した。 |